

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 教育学 ）	氏名	村上 恭子
学位授与の要件	学位規則第4条第①・2項該当		
論 文 題 目			
生涯学習の観点からみた高等学校保健体育科における「教材づくり」に関する研究			
論文審査担当者			
主 査	教授 鈴木由美子		
審査委員	教授 井上 弥		
審査委員	教授 林 孝		
〔論文審査の要旨〕			
【研究の目的】			
本研究は、生涯学習の観点からみた高等学校保健体育科における「教材づくり」についての基礎的知見を得ることを目的としている。			
【本論文の概要】			
本論文はⅡ部4章からなり、各章を概括すると次のようになる。			
序論では、高齢化の進行に伴い健康寿命の延伸が求められる今日、生涯にわたって健康で豊かなスポーツライフを継続する実践力を育成する必要性に着目し、高等学校保健体育科においてこの観点からの「教材づくり」を行う必要性を指摘している。			
第Ⅰ部第1章では、高等学校保健体育科の「教材」の特性に着目し、保健教材と体育教材の相違を指摘し、保健教材、体育教材のそれぞれにおいて「教材づくり」を行う必要があることを指摘している。			
第2章では、高田典衛の「高田4原則」に着目し、高等学校保健体育科の「教材づくり」の視点として、「個を大切にする」、「省察」、「同僚の学び合い」の3点を導き出している（研究1）。			
第Ⅱ部第3章では、第2章で明らかにした「教材づくり」の3つの視点に基づいた保健教材としてエイズ教材の「教材づくり」を行うとともに、それをを用いた実践研究を行って、生涯にわたって健康で豊かなスポーツライフを継続する実践力を育成するという観点からみた、高等学校保健教材に必要とされる視点を明らかにしている（研究2）。			
第4章では、第2章で明らかにした「教材づくり」の3つの視点に基づいた体育教材としてダンス教材の「教材づくり」を行うとともに、それをを用いた実践研究を行って、生涯にわたって健康で豊かなスポーツライフを継続する実践力を育成するという観点からみた、高等学校体育教材に必要とされる視点を明らかにしている（研究3）。			
結論では、生涯にわたって健康で豊かなスポーツライフを継続する実践力を育成するための、高等学校保健体育科における「教材づくり」についての基礎的知見として、「高田4原則」から導かれた3点に加え、「他者の視点を持たせる」、「心を開く」の2点をあげると			

ともに、今後の課題を示している。

### 【本研究の意義】

本研究は次の点で高く評価できる。

(1) 高等学校保健体育科の「教材づくり」を生涯学習の観点から捉えることの重要性を指摘し、生涯にわたって健康で豊かなスポーツライフを継続する実践力を育成するための「教材づくり」の視点を示したこと

健康寿命を延伸することは社会的課題の一つである。その課題に対し本研究は、高等学校保健体育科の「教材づくり」において、生涯にわたって健康で豊かなスポーツライフを継続する実践力を育成するという視点を持つことの重要性を指摘している。本研究では、小学校から高等学校までの保健体育科での学びをそれ以後の生活に継続するという観点から、高等学校保健体育科の「教材づくり」の視点を示し、高田典衛の理論に基づきながら、生涯にわたって健康で豊かなスポーツライフを継続する実践力を育成するための「教材づくり」の視点として、「個を大切にする」、「省察」、「同僚の学び合い」を示している。

(2) 生涯にわたって健康で豊かなスポーツライフを継続する実践力を育成するための「教材づくり」の視点に基づいた実践研究を行うことにより、高等学校保健体育科の「教材づくり」に新たな視点を示したこと

本研究では、生涯にわたって健康で豊かなスポーツライフを継続する実践力を育成するための「教材づくり」の視点に基づいた教材を用いた実践研究を行っている。これにより、高等学校保健体育科の「教材づくり」に必要な視点として、「他者の視点を持たせる」、「心を開く」の2点を新たに明らかにしている。教師が「教材づくり」において、「他者の視点を持たせる」ために社会的な広がりを持った教材研究を行うこと、生徒の「心を開く」ために幼児期の体験にまでさかのぼって生徒理解をすることの必要性を指摘した点は、高く評価できる。

(3) 生涯学習の観点からみた高等学校保健体育科における「教材づくり」についての課題を示したこと

本研究では高等学校の生徒を対象とした実践研究を行い、生涯学習の観点からみた「教材づくり」についての基礎的知見を明らかにしているが、こうした「教材づくり」によって、生涯にわたって健康で豊かなスポーツライフを継続する実践力が育成されたかどうかについての検証は行えていない。さらなる「教材づくり」も含め、継続する実践力の育成を検証するための方法論的課題が示されたといえる。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（教育学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

平成27年2月10日